

## 電子計算機の賃貸借および譲渡予約に関する契約書

本契約は、甲( UnderCover\_Order(s) )が所有するコンピュータ端末を乙(利用者)に貸与し、乙が所定の利用料を完済した際にその所有権を乙に移転することを定めたものです。

### 第1条(物件の貸与と目的)

1. 甲( UnderCover\_Order(s) )は、乙(利用者)に対し、本サイト上で指定された仕様のPC本体(以下「本物件」)を賃貸し、乙はこれを借り受ける。
2. 本物件は、性能維持とコストパフォーマンスの両立を目的として、甲の判断により一部に厳選されたリユースパーツ(中古品)を使用する場合があることを乙は承諾する。

### 第2条(セットアップ猶予期間と利用料の支払)

1. 申込日から28日間を、本物件の個別ビルト・本人確認・配送準備に充てる猶予期間とする。
2. 決済システム上「28日間無料」と表記されるが、これは初回課金日を28日後へ繰り延べるための措置であり、製品受領後の無償試用期間を指すものではない。
3. 利用料は月額4,500円(税込)とし、申込日から28日目に初回分が発生し、以降毎月同日に決済サービスStripeを通じて自動決済される。

### 第3条(所有権の移転と譲渡)

1. 乙が本物件の利用料を通算22ヶ月分、遅滞なく支払ったとき、本物件の所有権は支払完了日をもって甲から乙へ無償で移転する。
2. 所有権移転後は、本契約は終了し、以降の決済は停止される。

### 第4条(物件の管理と禁止事項)

乙は、所有権が移転するまでの間、善良な管理者の注意をもって本物件を管理し、以下の行為を行ってはならない。

1. 本物件の分解、改造、内部パーツ(CPU、GPU、メモリ等)の換装または取り外し。
2. 本物件の第三者への転貸、譲渡、または質入れ。
3. 本物件に貼付されたシリアル番号等のシールを剥がす、または汚損する行為。

### 第5条(故障・修理の負担)

1. 通常の利用範囲内での自然故障については、甲の負担にて修理または交換を行う。
2. 乙の過失(落下、水没、改造、不適切なOSアップデート等)による故障や紛失については、乙が修理実費を負担するものとする。

### 第6条(解約と返却)

1. 乙はいつでも本契約を解約できる。
2. 解約を希望する場合、乙は本物件を甲が指定する場所へ返却しなければならない。甲による本物件の着荷確認をもって決済を停止する。
3. 解約に伴う返却送料は乙の負担とする。ただし、到着後8日以内の初期不良についてはこの限りではない。

## 第7条(反社会的勢力の排除)

甲および乙は、自らが暴力団員等の反社会的勢力に該当しないことを確約する。

## 第8条(免責事項および現状渡し)

1. 本物件の外観(ケースの微細な傷、LEDの配光等)は、商品画像と完全に一致することを保証するものではなく、現況を優先するものとする。
2. 本物件の使用により乙に生じた直接的または間接的な損害(データ消失、業務停滞等)について、甲はその責任を一切負わないものとする。
3. 特定のソフトウェアの動作速度や互換性について、甲は保証を行わない。